

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院教育学研究科会議規程（以下「研究科会議規程」という。）第7条の規定に基づき、教育学研究科に係る専攻会議の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(専攻会議)

第2条 教育学研究科に教職開発専攻会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科会議規程第3条に規定する研究科会議の審議事項のうち、研究科会議から付託された当該専攻に関する事項
- (2) その他会議が必要と認めた事項

(組織)

第4条 会議は、教育学研究科の教職開発専攻に所属する専任の教員（本学の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）附則第2項に該当する者をいう。）及びみなし専任教員（専門職大学院に関し必要な事項を定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第2項に該当する者をいう。）を含む。）をもって組織する。

(専攻長)

第5条 各専攻に専攻長を置く。

- 2 専攻長は、当該専攻の専任教授のうちから会議において選出したものをもって充てる。
- 3 専攻長の任期は、2年とする。
- 4 専攻長は、専攻を代表し、掌理する。

(議事)

第6条 会議は、専攻長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会議が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ専攻長が指名した教授がその職務を代行する。
- 5 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により1か月以上不在の者は、会議の構成員に算入しない。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

大学院教育学研究科専攻会議規程

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される専攻長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2455号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。